

議案第九号

杉並区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
杉並区感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年杉並区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第二条第一項中「十五人以内」を「二十人以内」に改め、同項第一号中「五人以内」を「九人以内」に改め、同項第三号中「医療以外」を「医療及び法律以外」に、「五人以内」を「三人以内」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 法律に関し学識経験を有する者 三人以内

第三条に次の一項を加える。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
第五条第一項を次のように改める。

協議会は、第二条第一項第一号に掲げる委員一人以上、同項第二号に掲げる委員一人以上及び同項第三号又は第四号に掲げる委員一人以上の出席がなければ、会議を開くこ

とができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 杉並区結核の診査に関する協議会条例（昭和五十年杉並区条例第二十八号）は、廃止する。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表区長の部杉並区結核の診査に関する協議会の項を削る。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されたことに伴い、感染症の診査に関する協議会の組織を改める等の必要がある。

杉並区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）<u>第二十四条第六項の規定に基づき、杉並区感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、次に掲げる者につき、委員<u>二十人以内</u>をもって組織する。</p> <p>一 法第六条第十一項に規定する感染症指定医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）の医師 <u>九人以内</u></p> <p>二 略</p> <p>三 <u>法律に關し学識經驗を有する者</u> <u>三人</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）<u>第二十四条第五項の規定に基づき、杉並区感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、次に掲げる者につき、委員<u>十五人以内</u>をもって組織する。</p> <p>一 法第六条第十一項に規定する感染症指定医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）の医師 <u>五人以内</u></p> <p>二 略</p>

以
内

四 医療及び法律以外の学識経験を有する

者 三人以内

2 及び 3 略

(委員長)

第三条 略

2 略

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ
委員長の指名する委員がその職務を代理す
る。

(会議)

第五条 協議会は、第二条第一項第一号に掲
げる委員一人以上、同項第二号に掲げる委
員一人以上及び同項第三号又は第四号に掲
げる委員一人以上の出席がなければ、会議
を開くことができない。ただし、緊急その
他やむを得ない理由がある場合は、この限
りでない。

2 略

三 医療以外 の学識経験を有する

者 五人以内

2 及び 3 略

(委員長)

第三条 略

2 略

(会議)
第五条 協議会は、第二条第一項各号に掲げ
る委員につき、それぞれ一人以上の出席が
なければ、会議を開くことができない。

2 略